

## MV-22オスプレイの部品落下事故に関する意見書

去る2月9日午前9時ごろ、米海兵隊普天間飛行場所属のMV-22オスプレイの、重量13kgもあるエンジン吸気口の一部が、うるま市伊計島の海岸で、民間人により発見され引き上げられた。

米軍は8日の時点で、同機の部品が海上飛行中に落下していることを把握していたにも関わらず、日米合同委員会において合意されている航空機の危険物落下等に係る通報をせず、現在まで明確な報告がなされていない。

本市伊計島では、昨年1月に普天間飛行場所属AH-1Z攻撃ヘリコプターが農道に不時着するトラブルが、更に今年1月に、同飛行場所属のUH-1Yヘリコプターが海岸に不時着するトラブルが起き、地域住民による抗議行動が行われたばかりであり、市民に大きな不安を与えたことは、断じて容認できない。

沖縄県内では、昨年、米軍普天間飛行場所属CH-53Eヘリコプターによる東村高江での不時着・炎上する事故や普天間第二小学校のグラウンドに窓枠を落下させる事故が相次いだ。

本市上空は、嘉手納飛行場や普天間飛行場を発着する米軍機の飛行経路となっていることから、このような事故を繰り返している米軍機が飛行を続けることは、市民に不安と恐怖をあたえるものである。

うるま市議会は、これまでも米軍機の事故が発生するたびに再発防止等を徹底するよう米軍や日米両政府に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、このような事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

### 記

1. 事故原因の徹底究明、関連情報の公開を迅速に行うこと。
2. MV-22オスプレイの飛行停止及び配備撤回を直ちに実施すること。
3. 沖縄に配備されている全米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 在沖米海兵隊の整理・縮小を図ること。
5. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年2月21日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長